

不開示該当フラグ（設定・解除）申出書

自己情報提供不可フラグ（設定・解除）申出書

マイナンバー制度において、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、避難先につながる情報（避難先の都道府県名又は市町村名等）を秘匿することが可能です。秘匿を希望される方又は秘匿の解除を希望される方は、本申出書をご提出ください。

設定／解除対象者

対象者氏名	続柄	不開示該当	自己情報提供不可
		設定・解除	設定・解除
		設定・解除	設定・解除
		設定・解除	設定・解除

【不開示該当フラグ】

設定するとマイナポータルで「やりとり履歴」が閲覧できなくなります。（「やりとり履歴」に記載されている情報提供期間又は情報照会機関から、避難先が推測される恐れがあります。）

【自己情報提供不可フラグ】

設定するとマイナポータルの「わたしの情報」のうち、健保組合が提供している情報が閲覧できなくなります。（健保組合が提供している情報には、健康保険の資格情報、薬剤情報及び医療費通知情報等が含まれますので、その情報から避難先が推測される恐れがあります。）

申出者欄

＜設定時＞ ※該当する方に○を付けてください。

- ◆マイナンバーカードが手元に（ある・ない）又は（元々発行していない）  
（ある）場合⇒マイナポータルの代理人に加害者を設定して（いる・いない）  
（ない）場合⇒マイナンバーカード停止窓口に利用停止の申出を（した・していない）

＜解除時＞ ※該当する方に○を付けてください。

- ◆マイナンバーカードの再交付が完了した（した・していない）
- ◆マイナポータルの代理人設定を解除（した・していない）又は（元々設定していない）
- ◆DV・虐待等の被害から逃れて（いる・いない）

仙台卸商健康保険組合理事長 殿

上記のとおり申出をします。

（記号） \_\_\_\_\_ （番号） \_\_\_\_\_

年 月 日

申出者氏名 \_\_\_\_\_

Tel ( ) \_\_\_\_\_

※情報を秘匿している間は、マイナンバーカードの保険証利用ができなくなる等の制約が発生します。

DV被害から逃れた後に、解除の申出をしてください。

※被扶養者の認定を取り消す場合は、別途被扶養者申告書も提出が必要になります。